

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 2
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 4

◇ 公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】 7

北九州市告示第 2 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 4 6 条第 2 項による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、法第 5 1 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

平成 3 1 年 1 月 2 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーステーション笑う家 北九州市八幡西区 上香月三丁目 5 番 1 号	株式会社笑う家 北九州市八幡西区上香月 三丁目 5 番 1 号 代表取締役 梶原志保	身体障害者、知的障害者、障害児、精神障害者	4016700801

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーステーション笑う家 北九州市八幡西区 上香月三丁目 5 番 1 号	株式会社笑う家 北九州市八幡西区上香月 三丁目 5 番 1 号 代表取締役 梶原志保	身体障害者、知的障害者、精神障害者	4016700801

(3) 指定障害福祉サービス事業者（短期入所）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ショートステイ あいびー	株式会社ライフポート 北九州市小倉南区舞ヶ丘	特定無し	4017701337

北九州市小倉南区 下石田一丁目3番 23号	二丁目23番2号 代表取締役 八島俊司		
-----------------------------	------------------------	--	--

(4) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援A型）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
TMS 北九州市小倉北区 片野一丁目1番5 6号	株式会社TMS 北九州市小倉北区砂津一 丁目4番29-203号 代表取締役 福留孝志	特定無し	4017801285

(5) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
TMS 北九州市小倉北区 片野一丁目1番5 6号	株式会社TMS 北九州市小倉北区砂津一 丁目4番29-203号 代表取締役 福留孝志	特定無し	4017801285

(6) 指定障害福祉サービス事業者（共同生活援助）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
グループホーム あいびー 北九州市小倉南区 下石田一丁目3番 23号	株式会社ライフポート 北九州市小倉南区舞ヶ丘 二丁目23番2号 代表取締役 八島俊司	特定無し	4027700147

2 事業廃止年月日

平成30年11月30日

北九州市告示第 25 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 36 条第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 15 第 1 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者を指定したので、法第 51 条第 1 号及び児童福祉法第 21 条の 5 の 25 第 1 号の規定により次のとおり告示する。

平成 31 年 1 月 28 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（共生型生活介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
デイサービスはっぴいたいむ 北九州市八幡西区陣原五丁目 3 番 7 号	合同会社心音 北九州市八幡西区野面一丁目 17 番 19 号 代表社員 大中智明	特定無し	4016701494
リハビリテーションデイサービスアルファ 北九州市八幡西区大字金剛 1377 番地 1	株式会社アンヴィロイ 北九州市八幡西区下上津役二丁目 12 番 10 号 代表取締役 桑園崇宏	特定無し	4016701502

(2) 指定障害福祉サービス事業者（短期入所）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ショートステイあいびー 北九州市小倉南区下石田一丁目 3 番 23 号	株式会社シリウス 北九州市小倉南区舞ヶ丘二丁目 23 番 2 号 代表取締役 八島恵美子	特定無し	4017701717

(3) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
Shake Hands 北九州市八幡西区 医生ヶ丘10番3 6号 1F	パークレー株式会社 北九州市八幡西区光貞台 一丁目3番3号 代表取締役 大塚冬樹	身体障害者（視覚障害、聴覚・言語障害）、知的障害者、精神障害者	4016701486
就労継続支援B型 にじいろ 北九州市小倉南区 高野一丁目4番1 0号	株式会社架け橋 北九州市小倉南区高野一 丁目4番10号 代表取締役 河本 桂	特定なし	4017701725
みどりのしっぽ 北九州市戸畑区小 芝一丁目2番15 号	合同会社緑風会 北九州市戸畑区銀座二丁 目6番35号 代表社員 渡邊 緑	特定なし	4016400469

(4) 指定障害福祉サービス事業者（共同生活援助）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
グループホーム あいびー 北九州市小倉南区 下石田一丁目3番 23号	株式会社シリウス 北九州市小倉南区舞ヶ丘 二丁目23番2号 代表取締役 八島恵美子	特定無し	4027700204

(5) 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号

こばんほうすさくら 八幡西割子川教室 北九州市八幡西区割子川二丁目20番16号	株式会社イコアス 福岡県直方市大字頓野492番地7 代表取締役 白川郁人	重症心身障害児以外	4056715248
--	--	-----------	------------

(6) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
こばんほうすさくら 八幡西割子川教室 北九州市八幡西区割子川二丁目20番16号	株式会社イコアス 福岡県直方市大字頓野492番地7 代表取締役 白川郁人	重症心身障害児以外	4056715248

2 指定年月日

平成30年12月1日

北九州市公告第 35 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 31 年 1 月 28 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルショク新守恒店
北九州市小倉南区守恒二丁目 3 2 5 番 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社サンリブ
代表取締役 佐藤秀晴
北九州市小倉南区上葛原二丁目 1 4 番 1 号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社サンリブ
代表取締役 佐藤秀晴
北九州市小倉南区上葛原二丁目 1 4 番 1 号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成 31 年 9 月 18 日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3, 713 平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
219 台
 - (2) 駐輪場の収容台数
95 台
 - (3) 荷さばき施設の面積
195 平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
33.45 立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時から午後9時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後9時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後11時まで

8 届出年月日

平成31年1月17日

9 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市小倉南区若園五丁目1番2号

北九州市小倉南区役所総務企画課

10 縦覧期間

平成31年1月28日から同年5月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに同月1日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

11 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成31年5月28日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見